

第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

- 1 . 制度の趣旨 5-2
- 2 . 制度の概要 5-2
 - (1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の考え方
 - (2) 規定事項

1. 制度の趣旨

建築物や樹木は、風景を構成する重要な要素です。そのうち、良好な風景の形成において特に重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木については、法8条第2項第4号に基づき景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その維持、保全及び継承を図ります。

2. 制度の概要

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の考え方

下記の要件を満たすものを、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定します。

< 指定要件 >

- ・周囲の風景づくりの核又はシンボルとなると認められること。（地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観や樹木の樹容が風景上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な風景づくりに重要なものであること。）
- ・道路その他の公共の場所から容易に望見されるものであること。
- ・適切な維持管理がなされる目途があること。

(2) 規定事項

指定方法

指定にあたっては、所有者の意見を聴き、風景づくり委員会で審議の上指定します。

管理義務

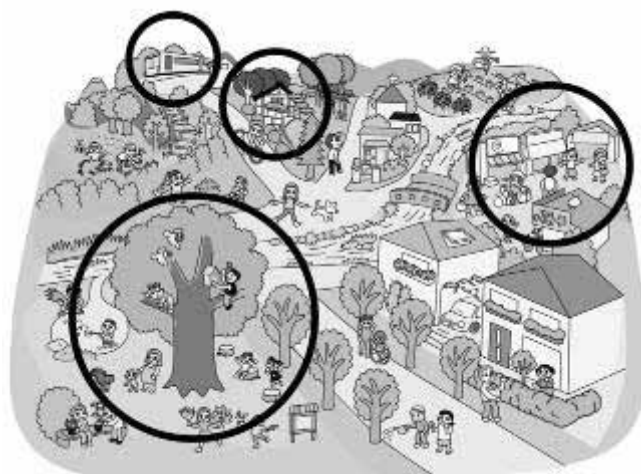
所有者や管理者は、その良好な風景が損なわれないよう、適切に管理する必要があります。

現状変更における世田谷区長の許可

現状を変更する際、区長の許可が必要となります。

建築基準法の特例許可（建造物）

景観重要建造物である建築物のうち、良好な風景の保全を図るためその位置又は構造を保存すべきものについては、建築基準法の特例許可を受けることができます。



指定イメージ